

閲覧用

# モーラフォンサービス契約約款

平成 16 年 6 月 1 日

ITX 株式会社

## 目次

### 第1章 総則

第1条 約款の適用

第2条 約款の変更

第2条の2 通知

第3条 用語の定義

第4条 通話以外の通信の取扱い

### 第2章 モーラフォンサービスの定義等

第5条 モーラフォンサービスの定義

第6条 モーラフォンサービスの品目等

第6条の2 外国における取扱いの制限

### 第3章 モーラフォンサービスの提供区間等

第7条 モーラフォンサービスの提供区間等

### 第4章 モーラフォンサービス契約

第8条 契約の単位

第8条の2 モーラフォンサービス区域

第8条の3 モーラフォンサービス契約申込の方法

第8条の4 モーラフォンサービス契約申込の承諾

第8条の5 固定電話番号並びに音声通信番号

第8条の6 最低利用期間

第8条の7 契約者識別番号の数の変更

第8条の8 モーラネット回線との接続変更

第8条の9 発信者番号通知

第8条の10 通話端末の扱い

第8条の11 当社の他の契約約款などによる制約等

第8条の12 アクセス回線共用化

第8条の13 その他の提供条件

### 第5章 付加機能

第9条 付加機能の提供

第10条 付加機能の接続休止

### 第6章 利用中止及び利用停止

第11条 利用中止

第12条 利用停止

第13条 接続休止

### 第7章 通信

第1節 通信の種類等

- 第14条 通信の種類等
- 第2節 通信利用の制限
  - 第15条 通信利用の制限等
  - 第16条 通信時間等の制限
  - 第17条 接続回線による制約
- 第3節 通信時間の測定等
  - 第18条 通信時間の測定等
- 第4節 通信の取扱い
  - 第19条 国際通信の取扱地域
- 第5節 発信者番号通知
  - 第20条 発信者番号通知
- 第8章 料金等
  - 第1節 料金及び事務に関する費用
    - 第21条 料金及び事務に関する費用
  - 第2節 料金等の支払義務
    - 第22条 使用料の支払義務
    - 第23条 利用料の支払義務
    - 第24条 料金設定通信以外の通信に関する支払義務など
    - 第25条 料金明細内訳書の送付手数料の支払義務
    - 第26条 事務手数料の支払義務
  - 第3節 料金の計算方法等
    - 第27条 料金の計算方法等
  - 第3節の2 保証金
    - 第27条の2 保証金
  - 第4節 割増金及び延滞利息
    - 第28条 割増金
    - 第29条 延滞利息
- 第9章 保守
  - 第30条 契約者の維持責任
  - 第31条 契約者の切分責任
  - 第32条 修理又は復旧の順位
- 第10章 損害賠償
  - 第33条 責任の制限
  - 第34条 免責
- 第11章 雑則
  - 第35条 承諾の限界

第36条 利用に係る契約者の義務

第37条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等

第38条 モーラフォンサービスの技術的事項

第38条の2 利用上の制限

第39条 契約者からの通知

第40条 契約者の氏名等の通知

第41条 協定事業者からの通知

第42条 法令に規定する事項

第43条 閲覧

## 第12章 附帯サービス

第44条 附帯サービス

### 別記

1 モーラフォンサービスの提供区間等

1の2 特定協定事業者

2 契約者の地位の承継

3 契約者の氏名等の変更

3の2 モーラフォンサービスにおける禁止事項

4 契約者からのモーラネット回線の設置場所の提供等

5 自営端末設備の接続

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

7 自営電気通信設備の接続

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

9 当社の維持責任

9の2 総合品質の基準

10 料金明細内訳書の送付

11 新聞社等の基準

12 技術資料の項目

### 料金表

#### 通則

#### 第1表 料金

第1 使用料(付加機能及び端末設備に係るものを除きます)及び利用料

1 モーラフォン契約に係るもの

1-1 適用

1-2 料金額

第2 付加機能に係る使用料

### 第3 料金明細内訳書の送付手数料

#### 第2表 事務に関する費用

別表1-1 モーラネット回線等からの音声通信が可能な直加入電話等設備等

別表1-2 モーラネット回線等への音声通信が可能な直加入電話等設備等

別表1-3 モーラネット回線等への音声通信が可能な公衆電話設備

附則

## 第1章 総則

### (約款の適用)

#### 第1条

- 1.当社は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、条約附属国際電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)、国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約(昭和54年条約第5号)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第31条及び同法第31条の4の規定に基づき、このモーラフォンサービス契約約款(料金表を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これによりモーラフォンサービス(当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。
- 2.当社が契約者に対して発する第2条の2に規定する通知は、この契約約款の一部を構成するものとします。
- 3.当社が、この契約約款の他に別途定める各サービスの利用規約および各サービスの「ご案内」または「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項及び利用条件等の告知(以下、併せて「利用規約等」といいます)も、名目の如何にかかわらず、この契約約款の一部を構成するものとします。

(注)本条のほか、当社はモーラフォンサービスに附帯するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。)をこの約款により提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### (通知)

#### 第2条の2

- 1.当社から契約者への通知は、通知内容を電子メール、当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。
- 2.前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備

2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 モーラフォンサービス	当社が提供する IP 電話サービスであり、音声通信機能と着信用直収電話機能から構成される電気通信サービス。
4 IPデータ通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)本約款ではモーラネット回線と同義。
5 IPデータ通信網サービス	IPデータ通信網を使用して行う電気通信サービス。
6 モーラフォンサービス取扱所	モーラフォンサービスに関する業務を行う当社の事業所
7 モーラフォンサービス契約	モーラフォンサービスの提供を受けるための契約。
8 モーラフォンサービス契約者	当社とモーラフォンサービス契約を締結している者
9 通話	おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
10 通信	通話
11 国内通信	通話のうち本邦内で行われるもの
12 国際通信	通話のうち本邦と外国(インマルサットシステムに係る移動地球局(海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。))を含みます。)との間で行われるもの
13 通信網	主として通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
14 相互接続点	当社と当社以外の第1種電気通信事業者(事業法第9条第1項の許可を受けた者をいいます。以下同じとします。)又は第2種電気通信事業者(事業法第22条第1項の届出をした者又は事業法第24条第1項の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(事業法第38条の2第7項若しくは第9項又は第38条の4第1項若しくは第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点

15 協定事業者	当社と相互接続協定(事業法第 38 条の2第6項若しくは第8項又は第38 条の4第1項若しくは第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)を締結している第 1 種電気通信事業者(事業法第9条第1項の許可を受けた者をいいます。以下同じとします。)又は第2種電気通信事業者(事業法第 22 条第1項の届出をした者又は事業法第 24 条第1項の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。)
16 特定協定事業者	協定事業者のうち別記1の2に掲げる者。加入電話等契約(別表1の1の(2)に掲げる契約をいいます。以下同じとします。)を締結する協定事業者
17 PHS事業者	電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者
18 モーラネット回線	オフィスサービス契約約款及びギガビットサービス契約約款に基づいて、当社がモーラフォンサービス取扱所に設置する交換設備等(交換設備その他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします。)とその交換設備等のあるモーラフォンサービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線
19 契約者回線	モーラネット回線のこと
20 加入電話等設備	特定協定事業者との加入電話等契約に基づいて設置される電気通信設備
21 直加入電話等設備	別表1-1又は別表1-2に掲げる当社又は協定事業者との契約に基づいて設置される電気通信設備
22 直加入電話等設備等	直加入電話等設備又は携帯自動車電話設備
23 着信用直収電話設備	契約者回線等及びこれに接続される端末設備その他の電気通信設備であって、着信用直収電話機能に係るもの
24 公衆電話設備	別表1-3に掲げる特定協定事業者が設置する公衆電話又はデジタル公衆電話の電話機等
25 固定端末系伝送路設備	電気通信番号規則(平成9年郵政省令 82 号)第9条第1号に規定する電気通信番号により識別される固定端末系伝送路設備(加入電話等設備、直収通信設備、直収電話設備及び公衆電話設備を除きます。)であって、別表1-1の1の(3)に掲げる協定事業者との契約に係るもの
26 携帯自動車電話設備	電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、別表1-1の2に掲げる協定事業者との

	契約に係るもの
27 PHS設備	電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号により識別される電気通信設備であって、別表1-1の3に掲げる協定事業者との契約に係るもの
28 音声通信ポート	音声通信サービスにおいて、特定の1のモーラネット回線を収容し、又は相互接続点を介してモーラネット回線と接続するためにモーラフォンサービス取扱所に設置される電気通信設備
29 IPアドレス	インターネットプロトコルで定められているアドレス
30 音声通信設備	本契約約款に基づいて、音声通信ポートに収容される電気通信設備又は相互接続点を介して接続される電気通信設備
31 契約者識別番号	モーラフォンサービスに係る契約者を識別するための数字の組合せであって、モーラフォン契約に基づいて当社がモーラフォンサービスに係る契約者に割り当てるもの
32 固定電話番号	電気通信番号規則第9条第1号に規定する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号であって、着信用直収電話機能に基づいて当社がモーラフォンサービスに係る契約者に付与するもの。
33 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備
34 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
35 自営電気通信設備	第1種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
36 通話端末	モーラフォンサービスを利用するために必要な自営端末設備
37 技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の接続の技術的条件
38 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(通話以外の通信の取扱い)

第4条 電話サービスを利用して行う通話以外の通信は、これを通話とみなして取り扱います。

## 第2章 モーラフォンサービスの定義など

(モーラフォンサービスの定義)

第5条 モーラフォンサービスとは、次の構成から成り立つサービスです。

種 類	内 容
音声通信機能	モーラネット回線に係る次の音声通信(インターネットプロトコルにより音響を伝送交換する通信をいいます。以下同じとします。)を行うことができるもの (1) モーラネット回線等から直加入電話等設備等(別表1-1に掲げる当社又は協定事業者の契約に基づいて設置されるものに限ります。)又は外国への音声通信 (2) 直加入電話等設備等(別表1-2に掲げる協定事業者の契約に基づいて設置されるものに限ります。)からモーラネット回線等への音声通信 (3) 公衆電話設備からモーラネット回線等への音声通信
着信用直収電話機能	モーラネット回線を使用して通話の着信のために提供する機能であって、そのモーラネット回線及び通信網においてインターネットプロトコルにより通話を行うもの

(モーラフォンサービスの品目等)

第6条 モーラフォンサービスには、料金表に規定する品目、通信又は保守の態様による細目があります。

(外国における取扱いの制限)

第6条の2 モーラフォンサービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

### 第3章 モーラフォンサービスの提供区間等

(モーラフォンサービスの提供区間等)

第7条 当社のモーラフォンサービスは、別記1に定める提供区間等において提供します。

2 当社は、当社が指定するモーラフォンサービス取扱所において、当社が別に定める相互接続点の所在場所等を閲覧に供します。

3 相互接続点の所在場所等については、当社の業務の遂行上の理由により又は相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

### 第4章 モーラフォンサービス契約

(契約の単位)

第8条 当社は、1のモーラフォンサービス契約申込ごとに1のモーラフォンサービス契約を締結

します。この場合において、モーラフォンサービス契約者は、1のモーラフォンサービス契約につき1人に限ります。

(モーラフォンサービス区域)

第8条の2 当社は、料金表第1表第1に定めるところによりモーラフォンサービス区域を設定します。

2 当社は、モーラフォンサービス区域を示す表を当社が指定するモーラフォンサービス等取扱所において閲覧します。

(モーラフォンサービス契約申込の方法)

第8条の3 モーラフォンサービス契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うモーラフォンサービス取扱所に提出していただきます。

(1)モーラネット回線の品目

(2)モーラネット回線に係る終端の場所

(3)契約者識別番号の数

(4)通話端末(第8条の10(通話端末の扱い)に規定するものをいいます。)の設置場所

(5)その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(モーラフォンサービス契約申込の承諾)

第8条の4 当社は、モーラフォンサービス契約の申込みがあったときは、当社の推奨する音声通信端末(音声通信機能を利用するために必要な自営端末設備をいいます。以下同じとします。)の使用及びアクセス回線共用化(1のモーラネット回線を着信用直収電話機能と音声通信機能とで共用して利用することをいいます。以下同じとします。)を行うことを条件として、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのモーラフォンサービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)モーラフォンサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2)アクセス回線共用化に係るモーラネット回線を介して行われる音声通信及び通話についてモーラフォンサービスに係る総合品質(事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)第35条の6第1項の規定に基づいて当社がモーラフォンサービスのために定める総合品質の基準であって、別記9の2に掲げるものをいいます。以下同じとします。)その他当社が別に定める接続品質等の基準を維持することが困難であると当社が判断したとき。

(3)モーラフォンサービス契約の申込みをした者が、モーラフォンサービスの料金又は事務に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (4) モーラネット回線との接続に関し、そのモーラネット回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込みの内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
  - (5) モーラフォンサービス契約の申込みをした者が、第12条(利用停止)第1項各号又は第3項の規定のいずれかに該当し、モーラフォンサービスの利用を停止されている、又はモーラフォンサービス契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (6) モーラフォンサービス契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
  - (7) その他モーラフォンサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 当社は、前項の規定により、そのモーラフォンサービス契約の申込みを承諾しない場合は、あらかじめその理由をお知らせします。

(固定電話番号並びに音声通信番号)

- 第8条の5 固定電話番号並びに音声通信番号は、1の契約者識別番号ごとに当社が定めま
- す。
  - 2 当社は、モーラフォンサービスの提供上やむを得ない理由があるときは、固定電話番号を変更することがあります。
  - 3 当社は、モーラネット回線を介して行われる通話について総合品質を維持することが困難であると判断したときは、固定電話番号並びに音声通信番号の全部又は一部の付与を廃止することがあります。
  - 4 前2項の規定により、固定電話番号並びに音声通信番号を変更する場合又は電話番号の全部若しくは一部を廃止する場合には、あらかじめそのことをモーラフォンサービス契約者に通知します。

(最低利用期間)

- 第8条の6 モーラフォンサービスには、料金表に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、モーラフォンサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
  - 3 モーラフォンサービス契約者は、前項の最低利用期間内にモーラフォンサービス契約の解除、モーラフォンサービスの品目の変更又はモーラネット回線に係る終端の場所の変更等があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

(契約者識別番号の数の変更)

- 第8条の7 モーラフォンサービス契約者は、契約者識別番号の数の変更の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第8条の4(モーラフォン契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(モーラネット回線の接続変更)

第8条の8 モーラフォンサービス契約者は、モーラネット回線に係る終端の場所について変更の申込みを当社に行うときは、その内容についてモーラフォンサービス取扱所に届け出ていただきます。

- 2 前項の届出により、そのモーラネット回線について他の相互接続点への接続の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。
- 3 当社は前項の場合において、当社は、第8条の4(モーラフォンサービス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(発信者番号通知)

第8条の9 モーラネット回線等から直加入電話等設備等への通信又は音声通信番号により音声通信端末間で行う通信については、発信者の音声通信番号を着信者の直加入電話等設備等又は音声通信端末へ通知します。

ただし、発信側の音声通信端末から、通信に先立ち「184」をダイヤルした場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は音声通信番号を着信者の直加入電話等設備等又は音声通信端末へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(通話端末の扱い)

第8条の10 当社は、アクセス回線共用化を行う場合において、音声通信機能に係る音声通信端末(音声通信機能を利用するために必要となる自営端末設備であって、第8条の5(固定電話番号並びに音声通信番号)の規定により当社が付与した固定電話番号に係る契約者識別番号に対応するもの)に限り、)を着信用直取電話機能に係る通話端末とみなして取り扱います。

- 2 モーラフォンサービス契約者は、前項に規定する通話端末を移転しようとするときは、あらかじめその旨をモーラフォンサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 3 前項の届出があったときは、当社は、第8条の4(モーラフォンサービス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(当社の他の契約約款等による制約等)

第8条の11 モーラフォンサービス契約者は、当社のオフィスサービス契約約款、ギガビットサービス契約約款及び料金表に定めるところにより、モーラネット回線を利用することができない場合においては、モーラフォンサービスを利用することはできません。

(アクセス回線共用化)

第8条の12 モーラフォンサービス契約者は、アクセス回線共用化(当社のモーラフォンサービス約款に基づいて提供する音声通信機能と着信用直収電話機能を共用して利用することをいいます。以下同じとします。)の請求をすることができます。

2 当社は、アクセス回線共用化を行う場合において、音声通信端末(当社のモーラフォンサービス契約約款に定めるところにより着信用直収電話機能を利用するために付与された固定電話番号に係る契約者識別番号に対応するものに限ります。)を着信用直収電話機能に係る通話端末(着信用直収電話機能を利用するために必要な自営端末設備をいいます。以下同じとします。)とみなして取り扱います。

3 モーラフォンサービス契約者は、前項に規定する通話端末を移転しようとするときは、あらかじめその旨をモーラフォンサービス取扱所に届け出ていただきます。

4 第3項の届出があったときは、当社は、第8条の4(モーラフォンサービス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第8条の13 モーラネット回線との接続、終端、モーラネット回線による制約、品目の変更、その他の契約内容の変更、モーラネット回線の移転、権利の譲渡の禁止、モーラフォンサービス契約者が行うモーラフォンサービス契約の解除、当社が行うモーラフォンサービス契約の解除、固定電話番号並びに音声通信番号の数の変更に関する取扱い及びモーラフォンサービス契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3の規定に準ずるものとします。

## 第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第9条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

(1)付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2)付加機能の提供を請求した契約者が、本条第2項の規定により、その付加機能の利用を停止されている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。

(3)付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。

(4)付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、料金表に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

(付加機能の接続休止)

第10条 当社は、モーラフォンサービス又はモーラネット回線等の接続休止(第13条(接続休止)第2項の接続休止をいいます。)があったときは、その付加機能の接続休止を行います。

## 第6章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第11条 当社は、次の場合には、モーラフォンサービスの利用を中止することがあります。

(1)当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2)第7条(モーラフォンサービスの提供区間等)第3項の規定により、相互接続点の所在場所等を変更するとき。

(3)第15条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりモーラフォンサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 第1項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表第1表第2(付加機能使用料)に別段の定めがあるときは、当社は、その付加機能の利用を中止することがあります。

(利用停止)

第12条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのモーラフォンサービスの料金その他の債務(この約款及び料金表の規定により、支払いを要することとなったモーラフォンサービスの料金、事務に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この項において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのモーラフォンサービスの一部変更又は全部の利用を停止することがあります。

(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2)契約者が、この約款において定めるその者の他の契約に係るモーラフォンサービス等に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払がないとき。

(3)第36条(利用に係る契約者の義務)又は第38条の2(利用上の制限)の規定に違反したとき。

(4)契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の第1種電気通信事業者若しくは第2種電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。

- (5) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。
- (6) モーラネット回線を介して行われる音声通信及び通話についてモーラフォンサービスに係る総合品質又はその他当社が別に定める接続品質等の基準を維持することが困難になったとき。
- (7) 第8条の12(アクセス回線共用化)に規定するアクセス回線共用化を行う場合であって、そのモーラネット回線を介して行われる通話について、モーラフォンサービスに係る総合品質その他当社が別に定める接続品質等の基準を維持することが困難であると当社が判断したとき。
- (8) 第8条の12又は第8条の10(通話端末の扱い)の規定に違反して、あらかじめ当社の承諾を得ずに通話端末を移転したとき。
- (9) 前各号のほか、この約款及び料金表の規定に反する行為であって、モーラフォンサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- (10) 第27条の2(保証金)に規定する保証金を預け入れなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定により、モーラフォンサービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者にお知らせします。ただし、必要やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、当社と複数のモーラフォン契約を締結している契約者が、そのいずれかの契約において利用に係る契約者の義務規定に違反したときは、その全てのモーラフォン契約に係るモーラフォンサービスの利用を停止することがあります。

#### (接続休止)

- 第13条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の第1種電気通信事業の休止により、当社の契約者が当社のモーラフォンサービスを全く利用できなくなったときは、そのモーラフォンサービスについて接続休止(そのモーラフォンサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)とします。
- 2 当社は、前項の規定により、モーラフォンサービスの接続休止をしようとするときは、あらかじめその契約者にそのことをお知らせします。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

## 第7章 通信

### 第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第14条 通信の種類等は、音声通信機能及び着信用直収電話機能に定めるところによります。

### 第2節 通信利用の制限

(通信利用の制限等)

第15条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されているモーラネット回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、)以外のものによる通信の利用を中止する措置(特定の地域への通信を中止する処置を含みます。)をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(通信時間等の制限)

第16条 前条の規定による場合のほか、当社は、音声通信が著しくふくそうするときは、音声通信の通信時間又は特定の地域への音声通信の利用を制限することがあります。

(接続回線による制約)

第17条 契約者は、モーラネット回線以外でのモーラフォンサービスの提供を受けることはでき

ません。

### 第3節 通信時間の測定等

(通信時間の測定等)

第18条 通信時間の測定等については、料金表に定めるところによります。

### 第4節 通信の取扱い

(国際通信の取扱地域)

第19条 国際通信の取扱地域は、料金表に定めるところによります。

### 第5節 発信者番号通知

(発信者番号通知)

第20条 モーラネット回線から利用契約回線等(PHS設備を除きます。以下この条において同じとします。)への通信については、発信者番号通知(発信者の直収通信回線番号又は固定電話番号を着信者の利用契約回線等へ通知することをいいます。)を行います。

ただし、発信者がその取扱いを拒むときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、固定電話番号を着信者の利用契約回線等へ通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

## 第8章 料金等

### 第1節 料金及び事務に関する費用

(料金及び事務に関する費用)

第21条 当社が提供するモーラフォンサービスの料金は、使用料及び利用料とし、料金表第1表(料金)に定める基本料金、通信に関する料金、付加機能使用料及び料金明細内訳書の送付手数料とします。

2 当社が提供するモーラフォンサービスの事務に関する費用は、事務手数料とし、料金表第2表(事務に関する費用)に定めるところによります。

### 第2節 料金等の支払義務

(使用料の支払義務)

第22条 契約者は、その契約に基づいて当社がモーラフォンサービスの提供を開始した日から起算して、モーラフォンサービス契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する使用料(モーラフォンサービスの料金のうち定額料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等によりモーラフォンサービスを利用することができない状

態が生じたときの使用料の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

ア 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除いて、モーラフォンサービスを利用できなかった期間中の使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのモーラフォンサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(2欄、3欄又は4欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのモーラフォンサービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのモーラフォンサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのモーラフォンサービスについての料金
3 モーラネット回線の移転、または接続変更に伴って、モーラフォンサービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合によりモーラフォンサービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのモーラフォンサービスについての料金
4 モーラフォンサービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのモーラフォンサービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(利用料の支払義務)

第23条 モーラフォンサービス契約者は、モーラフォンサービスに係るモーラネット回線等から行った音声通信について、当社が測定した通信時間(モーラフォンサービス契約者以外

の者がそのモーラフォンサービス契約者に係る契約者識別番号等及び暗証符号を送信した場合の接続に係る通信時間を含みます。)と料金表の規定に基づいて算定した利用料(モーラフォンサービスの料金のうち従量料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。ただし、付加機能を利用して行った通信に関する料金について、料金表第1表第2(付加機能使用料)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 契約者は、音声通信に関する料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を斟酌するものとします。

#### (料金設定通信以外の通信に関する支払義務等)

第24条 料金設定通信以外の通信に関する料金の支払義務及びその他の取扱いについては、その通信に接続される他社相互接続通信に係る協定事業者(その他社相互接続通信が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社が別に定める協定事業者とします。)の契約約款及び料金表に定めるところによります。

#### (料金明細内訳書の送付手数料の支払義務)

第25条 契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなったモーラフォンサービスに係る料金(料金表第1表第3(料金明細内訳書の送付手数料)に規定する料金明細内訳書の送付手数料を除きます。)又は事務に関する費用が適用される料金月(料金表通則に規定する料金月をいいます。)について、料金表第1表第3に規定する料金明細内訳書の送付手数料の支払いを要します。

#### (事務手数料の支払義務)

第26条 モーラフォンサービス契約の申込み又は事務を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表(事務に関する費用)に規定する事務手数料の支払いを要します。

ただし、事務の着手前にその契約の解除又はその事務の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその事務手数料が支払われているときは、当社は、その事務手数料を返還します。

- 2 事務の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その事務に関して解除等があったときまでに着手した事務の部分について、その事務に要した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第27条 料金の計算方法並びに料金及び事務に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

### 第3節の2 保証金

(保証金)

第27条の2 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、そのモーラフォンサービスの提供の条件として、保証金を預け入れていただくことがあります。

ただし、契約者が、国の機関、地方公共団体その他当社が別に定める者である場合には、この限りではありません。

(1)モーラフォンサービス契約の締結を行った者

(2)過去の利用実績に照らし著しく利用が増加又は増加することが予想される者

(3)モーラフォンサービスに係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれのある者

2 保証金の額は、月間の予想料金の額に応じて当社が別に定める額とします。

3 保証金については、無利息とします。

4 当社は、契約者がこの約款の規定に基づき当社に支払うべき金額を支払期日までに支払わず、又は支払わないおそれがあるときは、保証金をその支払うべき金額に充当することがあります。

5 当社は、モーラフォンサービス契約の解除等保証金を預け入れた事由が解消した場合には、保証金をその契約者に返還します。この場合において、その契約者がこの約款の規定に基づき当社に支払うべき金額があるときは、返還する保証金をその支払うべき金額に充当します。

### 第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第28条 契約者は、料金又は事務に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第29条 契約者は、第8章第2節(料金等の支払義務)各条の規定により当社が請求することとなったモーラフォンサービスに係る料金その他の債務(延滞利息を除きます。以下この条において同じとします。)について当社が定める支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払いがあった場合は、この限りであり

ません。

## 第9章 保守

### (契約者の維持責任)

第30条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するように維持していただきます。

2 契約者は、当社が別に定めるところに従い、総合品質を維持していただきます。

### (契約者の切分責任)

第31条 契約者はモーラフォンサービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、モーラフォンサービス取扱所において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### (修理又は復旧の順位)

第32条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第15条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
----	----------------

1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記 11 の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

## 第10章 損害賠償

### (責任の制限)

第33条 当社は、モーラフォンサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(ただし、その提供をしなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局(複数地点間の電気通信のために用いられる海底ケーブルの陸揚げを行う事業所をいう。)より外国側の電気通信回線設備における障害である場合を除きます。)によりその提供をしなかったときは、そのモーラフォンサービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、モーラフォンサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのモーラフォンサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1)料金表第1表(料金)に規定する使用料

(2)料金表第1表に規定する利用料(モーラフォンサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(料金表に規定する料金月をいいます。)の前6料金月の1日当たりの平均の利用料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社

が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

3 当社の故意又は重大な過失によりモーラフォンサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注1)本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則として、モーラフォンサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間内における1日あたりの平均の通信に関する料金とします。

(注2)本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第34条 当社は、モーラフォンサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(モーラフォンサービス取扱所に設置する交換設備等の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

## 第11章 雑則

(承諾の限界)

第35条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者にお知らせします。

ただし、この約款及び料金表において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第36条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1)当社がモーラフォンサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

- (2)故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
  - (3)当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がモーラフォンサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
  - (4)当社がモーラフォンサービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
  - (5)他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様でモーラフォンサービスを利用しないこと。別記3の2に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 契約者は、当社から割り当てられた契約者識別番号等及び暗証符号を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。

(契約者から契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等)

第37条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(モーラフォンサービスの技術的事項)

第38条 モーラフォンサービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

(利用上の制限)

第38条の2 契約者は、コールバックサービス(本邦から外国へ発信する通信を、外国から発信する形態に転換することによって通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)のうち、当社の電気通信設備の品質と効率を著しく低下させる次に掲げる方式のものを利用し、又は他人に利用させる態様で通信を行ってはなりません。

方式	概要
ポーリング方式	外国側から本邦宛に継続して通信の請求が行われ、本邦側の利用者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
アンサープレッション方式	その提供に際して、当社が音声通信サービスに係る通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

(契約者からの通知)

第39条 契約者は、モーラネット回線について、第8条の3(モーラフォン契約申込の方法)に規定する事項、電話番号の変更、利用休止又は電話加入権等の譲渡、利用権の譲渡その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について速やかに当社もしくはモーラフォンサービス取扱所に通知していただきます。

(注)本条に規定する当社が別に定める異動は、次のとおりとします。

(1)モーラネット回線に係る契約を締結している者の氏名若しくは住所の変更又は地位の承継

(2)モーラネット回線に係る契約の解除

(契約者の氏名等の通知)

第40条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者(その協定事業者とモーラフォンサービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第41条 契約者は、当社が、料金又は事務に関する費用の適用にあたって必要があるときは、協定事業者から料金又は事務に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(法令に規定する事項)

第42条 モーラフォンサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注)法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。

(閲覧)

第43条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

## 第12章 附帯サービス

(附帯サービス)

第44条 モーラフォンサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10に定めるところによります。

## 別記

### 1 モーラフォンサービスの提供区間等

(1) 当社のモーラフォンサービスは、次に掲げる提供区間において提供します。

ア モーラネット回線の終端相互間

イ モーラネット回線の終端と相互接続点との間

ウ 相互接続点相互間(同一の相互接続点に終始する場合があります。)

エ モーラネット回線の終端又は相互接続点と接続点(当社が設置する電気通信設備と当社が別に定める電気通信設備との接続点をいいます。)又は当社が必要により設置する電気通信設備との間

### 1の2 特定協定事業者

(1)

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

### 2 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、契約事務を行うモーラフォンサービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに契約事務を行うモーラフォンサービス取扱所に届け出ていただきます。

### 3の2 モーラフォンサービスにおける禁止事項

契約者はモーラフォンサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

(1) 他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為

(3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

(4) (詐欺、業務妨害等の)犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為

(5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為

- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) モーラフォンサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (8) 他人になりすましてモーラフォンサービスを利用する行為(偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。)
- (9)有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (10) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (11) 本人の同意を得ること無く、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (12) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (14) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為

#### 4 契約者からのモーラネット回線の設置場所の提供等

- (1) モーラネット回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社がモーラネット回線その他の電気通信設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。  
ただし、契約者からの要請があったときは、当社が別に定めるところにより、モーラネット回線その他の電気通信設備の設置場所を提供することがあります。
- (2) 当社がモーラフォンサービス契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、モーラネット回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

#### 5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、そのモーラネット回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのモーラネット回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて指定認定機関(事業法施行規則第 32 条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実施に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

#### 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

#### 7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、郵政大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実施に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

#### 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

#### 9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)に適合するよう維持します。

#### 9の2 総合品質の基準

当社が定めるモーラフォンサービスに係る音声通信の総合品質の基準は、次のとおりとします。ただし、当該値を算出できる確率が 0.95 以上でなければなりません。

区分	基準値
ITU-TG.107 勧告における総合音声伝送品質の値	51 以上
G.114 勧告における端末設備相互間の平均遅延の値	399 ミリ秒以下

#### 10 料金明細内訳書の送付

- (1) 当社は、料金明細内訳を記録しているモーラフォンサービスについて、契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、料金明細内訳書を送付します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3(附帯サービスに関する料金)に規定する料金明細内訳書の送付手数料の支払いを要します。

#### 11 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを

	<p>目的としてあまねく発売されること。  (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。</p>
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準の全てを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

## 12 技術資料の項目

- 1 電気通信回線設備と端末設備の分界点
- 2 コネクタの形状とピン番号
- 3 相互接続回路の電気的特性
- 4 相互接続回路の論理的接続条件
- 5 基本的な通信形態とインタフェース
- 6 各種選択事項と付加機能

## 料金表

### 通則

#### (使用料及び利用料等の設定)

1 モーラフォンサービス契約に係る使用料及び利用料については、当社の提供区間により当社が設定するものとします。

#### (料金の計算方法等)

2 当社は、契約者がその契約に基づいて支払う料金は料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。

3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 料金月の初日以外の日によりモーラフォンサービスの提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の初日以外の日によりモーラフォンサービス契約の解除があったとき。
- (3) 料金月の初日にモーラフォンサービスの提供の開始を行い、その日にその契約の解除があったとき。
- (4) 料金月の初日以外の日によりモーラフォンサービス品目の変更、増減により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (5) 第22条(使用料の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- (6) 6の規定に基づく起算日の変更があったとき。

4 3の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第22条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

5 通信に関する料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分をまとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

6 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、3に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 8 契約者は、料金及び事務に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

- 9 料金及び事務に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、8及び9の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の金額を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 11 当社は、第22条(使用料の支払義務)から第26条(事務手数料の支払義務)の規定により当社が請求することとなる料金又は事務に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

- (注)12に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 12 第22条(使用料の支払義務)から第26条(事務手数料の支払義務)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は事務に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は事務に関する費用を減免することがあります。

- (注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のモーラフォンサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 使用料(付加機能及び端末設備に係るものを除きます。)及び利用料

1 モーラフォンサービス契約に係るもの

1-1 適用

区分	内容
(1)品目など	<p>ア 品目:モーラフォン</p> <p>内容:音声通信機能と着信用直収電話機能をモーラネット回線を用いて提供するもの。</p>
(2)モーラフォンサービスにかかわる音声通信番号、並びに固定電話番号による通信の取扱い。	<p>ア モーラフォンサービスでは1のモーラフォンに対して音声通信番号一つと固定電話番号一つが割り当てられ、それら全ての番号に対して基本料金を適用するものとします。</p> <p>イ モーラネット回線利用料に関しては別途定めるオフィスサービス契約約款契約及びギガビットサービス契約約款にしたがってお支払いを要します。</p>
(3)使用料などの適用	<p>備考</p> <p>1 モーラフォンサービス契約者は、あらかじめ希望するモーラフォンの数を選択していただきます。</p> <p>2 基本使用料の適用にあたっては、当社が前料金月の末日に測定したモーラフォン並びに音声通信番号の数を当料金月における音声通信番号の数とみなして取り扱うものとし、その数と1-2(料金額)の規定とに基づいて当料金月における基本使用料の額を算定します。</p> <p>ただし、新たに音声通信番号の提供の開始があった場合は、当該音声通信番号は、その提供の開始のあった日の属する料金月の末日及び翌料金月の末日に測定する音声通信番号の数には算入しません。</p> <p>3 2の規定にかかわらずモーラフォン契約申込を承諾した日の属する料金月及び翌料金月については、基本使用料の支払いを要しません。</p>

	<p>4 モーラフォン契約の解除があったときは、料金表通則の6の規定にかかわらず、その契約解除日の属する料金月について日割は行いません。</p> <p>5 料金月(3の規定に該当する料金月を除きます。以下5の規定において同じとします。)の末日に測定した音声通信番号の数が0であったときは、その料金月の末日をもってモーラフォン契約の解除があったものとみなして取り扱います。</p> <p>6 モーラフォンサービス契約者は、区分の変更の請求をすることができます。この場合において、変更後の区分の基本使用料は、その変更の承諾日の属する料金月の翌料金月から適用します。</p> <p>エ 利用料は、音声通信について、適用します。この場合、利用料の算定は、1の通信について、1-2(料金額)に規定する秒数までごとに行います。</p> <p>オ エの規定にかかわらず、次の音声通信については、利用料は適用しません。</p> <p>(ア)(2)欄に規定する音声通信</p>
(4) 通信時間の測定等	<p>ア 音声通信に係る通信時間((3)欄のオに規定する通信に係る通信時間を除きます。以下同じとします。)は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ 当社の設置した電気通信設備の故障等音声通信機能に係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときは、1-2(料金額)の1-2-2に規定する秒数に満たない端数の通信時間は、アの通信時間に含みません。</p>
(5) 当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定できなかった場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日(初日が確定できないときあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信に関する料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合</p>

	<p>把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信に関する料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注)本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として次のとおりとします。</p> <p>(1)過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の利用料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2)過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の利用料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の利用料のうち低いほうの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>(6)最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア モーラフォンサービスについては、最低利用期間があります。</p> <p>イ アの最低利用期間は、モーラフォンサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ モーラフォンサービス契約者は、最低利用期間内にモーラフォン契約の解除があった場合は、第22条(使用料の支払義務)及び料金表通則の規定にかかわらず残余の期間に対応する使用料に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ モーラフォンサービス契約者は、最低利用期間内にモーラネット回線の品目の変更又は終端の場所の変更(以下(6)欄において「品目等の変更」といいます。)があった場合は、変更前の使用料の額から変更後の使用料の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>オ エの場合に、品目等の変更と同時にそのモーラネット回線の終端場所において、モーラフォンサービスに係るモーラネット回線の新設又はモーラフォン契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う設等のモーラフォンサービスの使用料を合算して行います。</p>
<p>(7)本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間の通信の取扱い</p>	<p>本邦とインマルサットシステムに係る移動地球局との間で行われる通信については、その着信先となる移動地球局の所在地にかかわらず、国際通信として取り扱います。</p>

1-2 料金額

1-2-1 使用料

(1)基本使用料

1の契約ごとに月額

区分		音声通信番号/固定電話 番号の数	料金額 (税込)
モーラフォン	基本額	1/1	1,800 円(1,890 円)
	加算額	1を超える1ごとに	1,800 円(1,890 円)
備考	1のモーラネット回線あたり音声通信番号/固定電話番号の数は最大 12/12とする。		

1-2-2 利用料

(1)直加入電話等設備への通信に係るもの

区分	料金額(税込)
利用料	180 秒までごとに 8円(8.4 円)

(2)携帯自動車電話設備への通信に係るもの

区分	料金額(税込)
利用料	60 秒までごとに 17 円(17.85 円)

(3)PHS 設備への通信に係るもの

区分	料金額(税込)
利用料	1 通話ごとに 10 円(10.5 円)に加え 60 秒までごとに 12 円(12.6 円)

(4)外国への通信に係るもの

区分		料金額
利用料		60 秒までごと に次の額
	取扱地域	
利 用 料	アジア1	シンガポール共和国、大韓民国、香港 20 円
	アジア2	台湾、中華人民共和国、フィリピン共和国、マカオ 30 円
	アジア3	インドネシア共和国、タイ王国、ブルネイ・ダルサラ ム国、マレーシア 48 円

アジア4	インド、カンボジア王国、スリランカ民主社会主義共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、東ティモール、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、ミャンマー連邦、モンゴル国、モルディヴ共和国、ラオス人民民主共和国	80 円
アジア5	アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、バーレーン国、ヨルダン・ハシミテ王国、レバノン共和国	90 円
アメリカ1	アメリカ合衆国(ハワイを除きます。)、カナダ	8円
アメリカ2	英領バージン諸島、サンピエール島・ミクロン島、プエルトリコ、米領バージン諸島、メキシコ合衆国	40 円
アメリカ3	アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、グアテマラ共和国、グアドループ島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルチニーク島	32 円
アメリカ4	ガイアナ協同共和国、キューバ共和国、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、ハイチ共和国、パラグアイ共和国、モンセラット	92 円
オセアニア1	ハワイ	8円
オセアニア2	オーストラリア、グアム、サイパン、ニュージーランド	40 円
オセアニア3	キリバス共和国、クック諸島、クリスマス島、ココス・キーリング諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トンガ王国、ナウル共和国、ニューカレドニア、	56 円

	ノーフォーク島、パプアニューギニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦	
オセアニア4	トケラウ諸島、ニウエ、バヌアツ共和国	64 円
ヨーロッパ1	イタリア共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、バチカン市国、フランス共和国	22 円
ヨーロッパ2	アイスランド共和国、アイルランド、アゾレス諸島、アンドラ公国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フェロー諸島、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、マルタ共和国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国	48 円
ヨーロッパ3	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、グルジア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、トルクメニスタン、ハンガリー共和国、ベラルーシ共和国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ共和国、ユーゴスラビア連邦共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦	64 円
アフリカ1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、コンゴ共和国、ザンビア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、スワジランド王国、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、南アフリカ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン	72 円

アフリカ2	アセンション島、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア民主共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	90 円
インマルサット1	インマルサット-A(インド洋)、インマルサット-A(大西洋西)、インマルサット-A(大西洋東)、インマルサット-A(太平洋)	510 円
インマルサット2	インマルサット-M(インド洋)、インマルサット-M(大西洋西)、インマルサット-M(大西洋東)、インマルサット-M(太平洋)	360 円
インマルサット3	インマルサット-B(インド洋)、インマルサット-B(大西洋西)、インマルサット-B(大西洋東)、インマルサット-B(太平洋)	300 円
インマルサット4	インマルサット-ミニM(インド洋)、インマルサット-ミニM(大西洋西)、インマルサット-ミニM(大西洋東)、インマルサット-ミニM(太平洋)	250 円
アジア6	日本(ジャパンモバイル(080-8桁又は 090-8桁の番号宛に限ります。))	19 円

## 第2 付加機能に係る使用料

### 2-1 代表着信機能

区分	単位	料金額(税込)
2以上の音声通信用端末設備について、それらを代表する音声通信番号(以下この欄において「代表番号」といいます。)を定め、その代表番号により着信があった場合に、通信中でないいずれか1の音声通信用端末設備に接続することができる機能	1の代表番号ごと	月額 2,000 円 (2,100 円)

備	1 この機能はモーラフォンサービス契約者に限り提供します。
考	2 この機能の利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

#### 2-1 特定番号通知機能

区分	単位	料金額
モーラフォンサービスによりモーラネット回線から行う音声通信又は通話について、当社が別に定めるところにより、そのモーラネット回線に係る契約者に付与された音声通信番号又は固定電話番号を着信先へ通知する機能	1の通知番号ごと	月額 無料
備	1 この機能はモーラフォンサービス契約者に限り提供します。	
考	2 この機能は直加入電話等設備で IP 電話サービスに係る端末設備へは通知されない場合があります。	
	3 この機能により着信先へ通知することができる音声通信番号又は固定電話番号の取扱いに関する細目事項は、当社が別に定めるところによります。	

### 第3 附帯サービスに関する料金

#### 1 料金明細内訳書の送付手数料

料金明細内訳書の送付手数料の額は、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

1請求先につき送付1回ごとに

区 分	手数料の額(税込)
料金明細内訳書が紙媒体である場合	500 円(525 円)

(注)料金明細内訳書の送付を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料(実費)が必要な場合があります

## 第2表 事務に関する費用

### 1 モーラフォン契約に係るもの

#### 1-1 適用

事務手数料の適用	
(1) 契約に関する事務手数料の適用	モーラフォン契約に係る事務手数料は、次の事務ごとに適用します。 ア 音声通信番号関連事務
(2) 品目の変更に関する事務手数料	モーラフォンの品目の変更の場合の事務手数料は、変更後の品目に対応する設備に関する事務手数料について適用します。

#### 1-2 事務手数料の額

##### 1-2-1 契約に関する事務手数料

区分	単位	事務手数料の額(税込)
モーラネット回線の接続又は接続の変更に関する事務	1のモーラネット回線ごとに	3,000円(3,150円)

##### 1-2-2 変更に関する事務手数料

区分	単位	事務手数料(税込)
音声通信番号の登録に関する事務手数料	1のモーラフォン追加及び削除ごとに	1,500円(1,575円)
番号ポータビリティに関する事務手数料	番号ポータビリティに関する登録又は登録の解除に係るもの 1の固定電話番号ごとに	2,000円(2,100円)

### 2 付加機能に係るもの

#### 2-1 適用

事務手数料の適用	
事務手数料の適用	付加機能に係る事務手数料は、付加機能の利用開始、利用内容の変更ごとに適用します。

#### 2-2 事務手数料の額

区分	単位	事務手数料の額
----	----	---------

代表番号着信機能の利用開始又は利用内容の変更に関する事務	1の代表番号ごとに	1,000 円(1,050 円)
特定番号通知機能の利用開始又は利用内容の変更に関する事務	着信先へ通知する1の音声通 信番号又は固定電話番号ごと	1,000 円(1,050 円)

別表1-1 モーラネット回線等からの音声通信が可能な直加入電話等設備等

1 直加入電話等設備に係るもの

(1) 当社に係るもの

(ア) 電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
ITX株式会社	直収電話契約	モーラフォンサービス契約約款

(2) 加入電話等契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約 又は着信用電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約、臨時加入電話契約 又は着信用電話契約	電話サービス契約約款
	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款

(3) 協定事業者に係るもの

(ア) 電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約又は臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約又は臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	直収電話契約	電話サービス等契約約款
ケイディーディーアイ株式会社	ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約	電話サービス等契約約款
日本テレコム株式会社	ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約	電話サービス等契約約款
株式会社パワードコム	直加入電話契約	電話サービス契約約款
エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社	電話等加入契約	電話サービス等契約約款

株式会社ジェイコム関東	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム東京	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム関西	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム湘南	加入電話契約	電話サービス契約約款
福岡ケーブルネットワーク株式会社	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム北九州	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルビジョン二十一	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルネット下関	加入電話契約	電話サービス契約約款
北摂ケーブルネット株式会社	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルネット神戸芦屋	加入電話契約	電話サービス契約約款
浦和ケーブルテレビネットワーク株式会社	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルネットワークやちよ	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社メディアさいたま	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社スーパーネットワークキュー	加入電話契約	電話サービス契約約款
平成電電株式会社	直加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社メディア	電話契約	電話サービス契約約款
ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社	加入契約	電話サービス契約約款

(イ) 総合デジタル通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	直収通信契約	電話サービス等契約約款
エヌ・ティ・ティ・コミュニケー	専用アクセス契約	電話等サービス契約約款

シヨズ株式会社		
ケイディーディーアイ株式会社	ダイレクト通信契約又は臨時ダイレクト通信契約	電話サービス等契約約款
日本テレコム株式会社	デジタルダイレクト通信契約又は臨時デジタルダイレクト通信契約	電話サービス等契約約款
エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社	電話等加入契約	電話サービス等契約約款
北海道総合通信網株式会社	第1種契約、短期第1種契約、第2種契約又は短期第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
東北インテリジェント通信株式会社	第1種契約、短期第1種契約、第2種契約又は短期第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社パワードコム	第1種契約又は第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
北陸通信ネットワーク株式会社	第1種契約、短期第1種契約、第2種契約又は短期第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	総合デジタル通信契約又は短期総合デジタル通信契約	総合デジタル通信サービス契約約款
大阪メディアポート株式会社	第1種契約又は第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	第1種契約又は第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社STNet	第1種契約、短期第1種契約、第2種契約又は短期第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
九州通信ネットワーク株式会社	第1種直加入契約又は第2種直加入契約	総合デジタル通信サービス契約約款
ケーヴィエイチテレコム株式会社	総合デジタル通信サービス・通話モード	総合デジタル通信サービス契約約款
ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社	ISDN契約	ISDNサービス契約約款

## 2 携帯自動車電話設備に係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	携帯自動車電話契約、ドコモコール契約又はローミング契約	携帯自動車電話サービス契約約款
	FOMA契約又はFOMAドコモコール契約	FOMAサービス契約約款
KDDI株式会社 沖縄セルラー電話株式会社	au契約又はローミング契約	au通信サービス契約約款
株式会社ツーカーセルラー東京 株式会社ツーカーセルラー東海	携帯自動車電話サービスに係る携帯自動車電話契約、ツーカーコール契約又はローミング契約	携帯自動車電話サービス契約約款
株式会社ツーカーホン関西	携帯自動車電話サービスに係る普通携帯自動車電話契約(定期携帯自動車電話契約を含みます。)、ツーカーコール契約又はローミング契約	携帯自動車電話サービス契約約款
ボーダフォン株式会社	ボーダフォンサービス契約又はローミング契約	ボーダフォン電話サービス契約約款
	3Gサービス契約	3G通信サービス契約約款
3 PHS設備に係るもの		

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	PHS契約又はPHSドコモコール契約	PHSサービス契約約款
ディーディーアイポケット株式会社	ポケット電話契約又はポケットコール契約	ポケット電話サービス契約約款
北海道総合通信網株式会社 東北インテリジェント通信株式会社 株式会社マジックメール 中部テレコミュニケーション株式会社 株式会社ケイ・オプティコム 北陸通信ネットワーク株式会社 株式会社エネルギー・コミュニケーションズ 株式会社STNet 株式会社アステル沖縄	アステル電話契約又はアステルコール契約	アステル電話サービス契約約款

別表1-2 モーラネット回線等への音声通信が可能な直加入電話等設備等

1 直加入電話等設備に係るもの

(1) 当社に係るもの

(ア) 電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
ITX株式会社	直収電話契約	モーラフォンサービス契約約款

(2) 協定事業者に係るもの

(ア) 電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約又は臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約又は臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	直収電話契約	電話サービス等契約約款

(イ) 総合デジタル通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款

(3) 携帯自動車電話設備に係るもの

別表1-1の1の(2)に掲げる協定事業者の契約に基づき設置される携帯自動車電話設備とします。

別表1-3 モーラネット回線等への音声通信が可能な公衆電話設備

以下の事業者が設置するもの

設置事業者の名称
東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社